

# 市立貝塚病院院内感染対策指針

## 1 院内感染対策に関する基本的考え方

院内感染の発生を防止するため予防活動の円滑な実施を図り、感染症発生の際には、拡大防止のため、その原因の速やかな特定・制圧・終息を図る。また、スタンダードプリコーションの観点に基づいた医療行為を実践し、感染経路別予防策を実施する。

## 2 対策のための組織

院内感染対策の周知及び防止を図るため、院内の各部門からの代表者で構成する、組織横断的な委員会として、「**院内感染防止対策委員会**」（以降「委員会」という。）を設置する。また、その下部組織として、院内の感染対策を円滑に運営するため、医師、薬剤師、検査技師、看護師、リンクナース、事務職員で構成する「**感染対策チーム (ICT)**」（以降「ICT」という。）を設置する。

上記組織の運営等については、「院内感染防止対策委員会設置要綱」及び「感染対策チーム (ICT) 設置内規」で定める。

## 3 院内感染対策に関する職員研修

- (1) 院内教育の一環として、職員一人ひとりに感染症全般、労働安全に関する教育と実習を行うため、感染防止対策研修会を年2回以上開催する。
- (2) 必要に応じ、委託事業者を含めた、個別、部署単位、全職員を対象に研修を行う。
- (3) 院外の感染対策を目的とした各種学会、研修会の開催情報を広く周知し、参加希望者の参加を支援する。

## 4 感染症の発生状況の報告

ICTは院内ラウンドを行い、リスク事例の把握と評価、対策、指導を行い、その内容を委員会に報告する。また委員会は各種報告書により、細菌検査の検出状況等

を把握し、感染症の発生状況を速やかに職員に周知する。

## 5 院内感染発生時の対応

- (1) 院内感染が発生した場合、発生部署の職員は直ちに委員会へ報告（院内感染発生報告書）する。
- (2) 委員会は必要に応じ臨時委員会を開催し、速やかに発生の原因を究明し、二次感染の予防、治療の方針・指示を行う。

## 6 患者への情報提供と説明

本指針は、患者または家族が閲覧できるものとし、疾病の説明とともに、感染防止の意義および基本手技（手洗い、マスク使用等）についても説明し、理解を得た上で協力を求める。

## 7 病院における院内感染対策の推進

- (1) 職員は、自らが院内感染源とならないため、定期健康診断を年2回受診し、健康管理に留意する。
- (2) 院内感染防止のため、職員は「院内感染防止マニュアル」を遵守する。
- (3) マニュアルは必要に応じて見直し、改訂結果を職員に周知徹底する。

平成24年1月